

など所得税の還付申告を受け付けます

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入、増改築などをしたときには、一定の要件にあてはまれば、入居した年から10年間（入居日が平成13年7月1日以後の場合）、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

控除を受けるための手続 住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

申告に必要な書類 下表の添付書類と平成15年分給与所得の源泉徴収票・印鑑・申告者名義の預貯金の口座番号が分かるものが必要です。

控除額の計算 住宅ローン等の年末残高 × 1% = 控除額（最高50万円、100円未満の端数切り捨て）

控除を受けるための要件と必要な添付書類（マイホームを新築や購入して、平成15年中に居住の用に供した場合）

	要件	必要な添付書類
新築住宅	イ 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること ロ 家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上であること ハ 床面積の1/2以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること ニ 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること ホ 民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用していること ヘ 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること	a) 住民票の写し b) 家屋の登記事項証明書（登記簿謄本） c) 請負契約書、売買契約書の写し（家屋の取得価格を明らかにする書類の写し） d) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（2カ所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書） e) 住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてもこの控除の適用を受ける場合は、a)～d)に加えて、敷地等の登記事項証明書（登記簿謄本） 敷地等の売買契約書の写し（敷地等の取得価格を明らかにする書類の写し）

入居年が平成14年以前の場合は、控除期間・控除額が異なる場合があります。また、増改築および中古住宅の購入については、要件・添付書類が異なりますのでご注意ください。そのほか、住宅ローン等には家屋の新築や購入とともにする、その敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれますが、敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築や購入に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

医療費控除

あなたが、自分や家族の病気やけがなどで支払った医療費があるとき、次の算式によって求めた額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除額の計算方法

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = A$$

注1...保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

$$A - \text{10万円または所得の5%のいずれか少ない金額} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

注2...医療費控除で軽減される税額は、その人に適用される税率により異なります。

医療費控除に必要なもの

- ・平成15年中に支払った領収書（薬局に支払った場合は薬品名の記入があること）
- ・健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細がわかるもの
- ・平成15年分給与所得の源泉徴収票
- ・印鑑
- ・申告者名義の預貯金の口座番号が分かるもの

このコーナーに関するご質問などは、多治見税務署（☎220101）または税務課（内線171・172）へどうぞ。

住宅借入金等特別控除・医療費控除



多治見税務署と市では、次の方を対象に平成15年分の所得税の還付申告を受け付けます。住宅借入金等特別控除・医療費控除を受ける方、年末調整で控除漏れがあった方、中途退職した方などはお出かけください。

受付日時と場所

	月 日	時 間	場 所
住宅借入金等特別控除	2月 6日(金)	午前10時・午後1時30分の2回	文化プラザ・ルナホール
医療費控除・年末調整で控除漏れがあった方・中途退職した方などの還付申告	2月12日(木) 2月13日(金)	午前9時～午後4時	

上記以外でも、多治見税務署では2月2日(月)から(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時)還付申告を受け付けています(還付以外の申告については2月16日(月)からの受け付けとなります)。

2月6日(金)に文化プラザで申告される方は、黒のボールペンと計算機をお持ちください。

2月6日(金)の住宅借入金等特別控除申告受け付けについては、新築住宅のみが対象となりますので、増改築および中古住宅の購入に係る申告については、税務署(上記日程)または市(文化プラザ・日程は2月1日号でお知らせします)での申告受付期間にお出かけください。

国民年金に加入されている方へ

国民年金については、昨年度から社会保険事務所において賦課徴収業務を行っています。このため、市では国民年金加入者の方の納付額が把握できません。

国民年金に加入している方で、申告により国民年金納付額の社会保険料控除を受けようとする方は、申告時に納付した平成15年分の領収証書をお持ちください。

申告受け付けは

文化プラザ・ルナホール

で行います

従来、市役所での申告受け付けは、庁舎1階の税務課を会場としていましたが、昨年の申告受け付けから、会場を市役所隣の文化プラザ・ルナホールに変更して行っています(税務課では申告受け付けを行いませんのでご注意ください)。また、公民館など各出先機関での受け付け時には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください。申告受け付けの詳細い日程については、「広報とき2月1日号」でお知らせします。

税務署からのお願い

申告書は自分で書いてお早めに!

平成15年分の所得税の確定申告書受付期間は、2月16日(月)から3月15日(月)です(土・日曜日を除く)。

税務署では、原則として職員による代書は行いませんが、職員のアドバイスにより納税者ご自身で申告書を作成していただける体制を整えています。

申告書の提出は、郵送でも結構です。郵送の場合は、多治見税務署(〒507-8706 多治見市音羽町1丁目35番地)までお送りください。

自営業の方・譲渡所得のあった方へ

自営業の方および譲渡所得のあった方(土地・建物などを売却された方)については、多治見税務署でのみ納税相談(確定申告)を行います。そのため市役所にお越しいただいても、納税相談(確定申告)は受け付けられませんので多治見税務署へお出かけください。(自営業の方は収支内訳書の作成が必要です。)